

仙台市社会的養育推進計画【後期】

（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

目次

第1章 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 見直しの経緯	1
2 本計画の全体像	1
3 計画期間	2
4 計画の位置づけ・他計画との関係	2
5 ダイバーシティの推進	3
6 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	3
第2章 本市における社会的養育の状況	4
1 本市の児童相談対応件数等の状況	4
2 本市の一時保護の状況	5
3 代替養育を新規に受けたこども数及び措置解除されたこども数の状況	6
4 現に代替養育を受けているこども数の状況	7
5 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていないこどもで、今後代替養育の対象となる可能性が高いこども数	8
6 本市の特別養子縁組成立状況	8
7 里親・ファミリーホームの委託状況	8
8 児童養護施設等で代替養育を受けているこどもへのアンケート調査	11
【調査内容】	11
【アンケート調査結果】	11
(1)通学先について	11
(2)生活状況について	12
(3)学校生活・学習・進路について	14
(4)意見表明等について	17
(5)里親の家庭での生活(児童養護施設などの施設での生活)について	20
(6)児童相談所の一時保護所での生活について	22
第3章 当事者であるこどもの権利擁護の取組み	24
第4章 こども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組み	27
1 相談支援体制の整備に向けた本市の取組み	27
2 家庭支援事業等の整備に向けた本市の取組み	28
3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた本市の取組み	30
第5章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	31
第6章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	32
第7章 一時保護改革に向けた取組み	34
第8章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み	36
1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組み	36
2 親子関係再構築に向けた取組み	37
3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み	38

第9章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み	40
1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	40
2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組み	44
第10章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	46
1 施設で養育が必要なこども数の見込み	46
2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	46
第11章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	49
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	49
2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組み	50
第12章 児童相談所の強化等に向けた取組み	52
第13章 障害児入所施設における支援	54
参考	55
1 仙台市社会的養育推進計画策定経過	55
2 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 委員名簿	55
3 評価のための指標	56

第1章 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 見直しの経緯

平成28年の児童福祉法等一部を改正する法律(平成28年法律第63号)(以下、「平成28年改正児童福祉法」という。)でこどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。本市においては、平成28年改正児童福祉法の理念の下、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくために、令和2年3月に仙台市社会的養育推進計画を策定し、里親・ファミリーホーム(※1)への委託の推進をはじめとした取組みを進めてきました。令和6年度からは全国に先駆けて里親支援センター(※2)が設置され、里親・ファミリーホームへの支援を強化してきたところです。

しかし、本市を含む全国的な取組み状況を見ると、里親等委託率、特別養子縁組の成立件数における国の目標値を下回っており、その取組みについて未だ十分ではありません。また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は大幅に増加しておりますが、この対応件数のうち、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置に至るのは一部であり、これ以外で児童相談所や市区町村が在宅での支援等の対応を行う必要のあるケースが数多く存在することや、措置が必要でも措置に至っていないケースがあるのではないかと指摘があることも踏まえ、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置及び在宅での支援等を全体として格段に強化していく必要があると示されました。

このような状況を踏まえ、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年6月に児童福祉法等一部を改正する法律(令和4年法律第66号)(以下、「令和4年改正児童福祉法」という。)が成立しました。また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(令和4年2月)においては、都道府県社会的養育推進計画について、自治体における記載内容の充実度にばらつきがある点や一部の項目にしか整備目標が設定されていない点、PDCA サイクル(※3)の運用の視点が不十分であるといった点などが課題として指摘されており、整備目標等を明記した整備計画へと抜本的な見直しを行うとともに、計画によって整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて実態把握・分析を行い、PDCA サイクルを運用していく必要があるとされています。

これらを受けて令和6年3月に国から新たな都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示され、既存の計画を全面的に見直し、令和6年度末までに新たな計画を策定することが求められました。今般、本市計画の前期計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗や社会情勢、法改正などを踏まえて中間見直しを行い、後期期間の計画を策定します。

2 本計画の全体像

本市の社会的養育の推進にあたっては、児童虐待対応相談件数が増加傾向にある中、まずは支援の必要な家庭へのサービスの提供や支援体制の強化により、虐待相談となる前の未然防止を図ります。その中で代替養育が必要となる場合には、里親やファミリーホームをはじめとした、より家庭的な環境での養育を推進します。こどもの最善の利益の実現を念頭に、取組みを進めていきます。

計画全体の構成は次のとおりです。第6章において令和11年度までの代替養育が必要なこども数の見込みを立て、それを基に第9章で里親等委託率の目標値を設定しているほか、各章において、国の策定要領に基づき、「前期計画の達成見込み・要因分析等」「資源等に関する地域の現状」「資源の整備・取組み方針等」の3点を記載し、数値目標等の指標を設定します。計画の進捗については、評価のための指標(P.56～P.58参照)により、毎年度の自己点検・評価を実施いたします。

【本計画の構成】

章番号	項目	主な取組み・内容	令和4年改正児童福祉法の重点事項
1	本市における社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像	—	—
2	本市における社会的養育の状況	—	—
3	当事者であるこどもの権利擁護の取組み	・意見表明等支援事業(アドボカシー) ・こどもの権利に関する研修	・こどもの権利擁護に係る環境整備 ・意見表明等支援事業
4	こども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組み	・こども家庭センターの設置 ・子育て短期支援事業など家庭支援事業の実施	・こども家庭センターの設置 ・家庭支援事業の拡充
5	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み	・特定妊婦等への支援 ・助産の実施	・妊産婦等生活援助事業
6	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	—	—
7	一時保護改革に向けた取組み	・一時保護児童の受入先確保 ・養育の質の向上	・司法審査の導入 ・一時保護施設の運営基準等の策定
8	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み	・親子再統合支援事業 ・特別養子縁組の推進	・親子再統合支援事業
9	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み	・里親等委託率目標値 ・里親等支援業務	・里親支援センターの設置
10	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	・施設の小規模かつ地域分散化等に向けた取組み	—
11	社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	・児童自立生活援助事業 ・社会的養護自立支援拠点事業	・児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化 ・社会的養護自立支援拠点事業
12	児童相談所の強化等に向けた取組み	・児童福祉司等の配置 ・第三者評価の実施	—
13	障害児入所施設における支援	・できる限り良好な家庭環境の整備	—

3 計画期間

令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)までの10年間。計画の期間を前期と後期に分け、令和6年度(2024年度)末に中間見直しを実施。

4 計画の位置づけ・他計画との関係

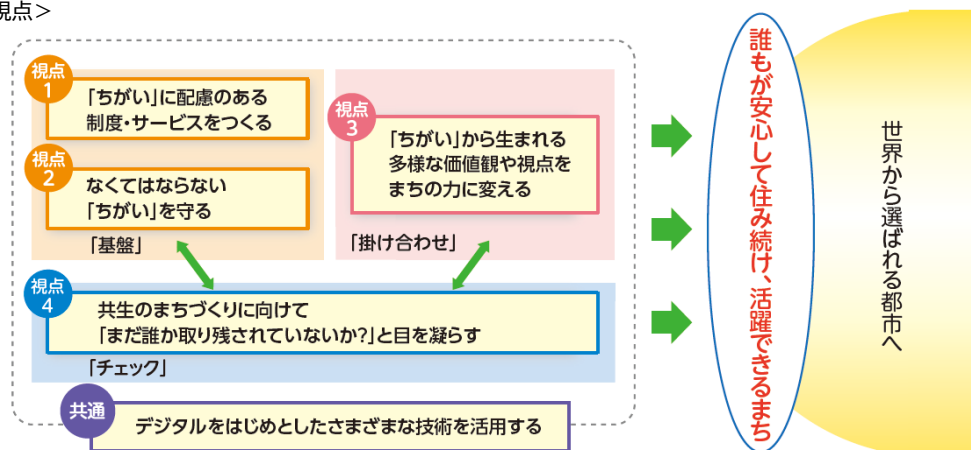
本計画は、児童福祉法や国の策定要領の趣旨を踏まえながら、「せんだいこども若者プラン2025」の内容と整合するものとなります。

5 ダイバーシティの推進

こどもの最善の利益を実現していくためには、性別、年齢、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが自分らしく活躍できる多様性を生かしたまちづくりが重要になります。

社会的養護の分野においても、様々な立場の声を拾い上げ、「ちがい」に配慮したサポート体制を充実し、自分らしさを実現できる環境を整えるとともに、計画の実行にあたっては「仙台市ダイバーシティ推進指針」に基づくダイバーシティの基本的理念や取組みの視点を織り込みながら、施策を進めてまいります。

<取組みの視点>



仙台市ダイバーシティ推進指針より

6 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、2015年に国際連合総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画では、「仙台市 SDGs(持続可能な開発目標)推進方針」に基づき、本計画に関連する主な SDGsの目標を以下のとおり定めます。



(※1:ファミリーホーム)児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業のことおよびその実施場所のことで、主に里親としての経験を有する者が委託児童(最大6人)を自らの住居で養育する

(※2:里親支援センター)里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育されるこども(以下、里子等)並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設

(※3:PDCA サイクル)Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つの工程を循環するように繰り返すことで、継続的な改善を行うことができる手法

第2章 本市における社会的養育の状況

1 本市の児童相談対応件数等の状況

児童相談所では、こどもの養育やこどもに対する虐待等について、家庭や関係機関などから相談を受けています。

養育環境の調整が必要なこどもに対しては、一時保護や児童養護施設への入所、里親等委託などを利用しながら、児童福祉司による家族への指導・助言、各区保健福祉センターとの連携による養育環境の改善、児童心理司によるこどもの心理的ケア等を行っています。また、家庭で暮らすこどもたちに対しても、児童相談所、各区保健福祉センター、保育施設、学校、民生委員児童委員、主任児童委員等が相互に連携し援助を行っています。

児童相談所における児童虐待相談件数は平成30年度から令和5年度までに約2倍、特に身体的虐待、心理的虐待はそれぞれ約2.1倍、約2.44倍に大きく増加しています。

各区保健福祉センターにおける要保護児童対策地域協議会の台帳登録件数は、世帯数、児童人数は年度ごとの増減にばらつきがありますが、特定妊婦(※4)の数は令和2年度以降大きな変動はありません。

(※4:特定妊婦)出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

■表1 児童相談所における養護相談件数推移 (単位:件)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
養護相談	2,254	2,590	3,705	3,169	2,381	2,220

出典:仙台市こども若者局事業概要

■表2 児童相談所における児童虐待相談対応件数推移 (単位:件)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	250	303	364	521	500	524
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	229	178	180	267	271	235
性的虐待	9	11	4	14	15	19
心理的虐待	430	610	705	931	865	1,050
計	918	1,102	1,253	1,733	1,651	1,828

出典:仙台市こども若者局事業概要

■表3 各区における要保護児童対策地域協議会の台帳登録件数推移 (単位:世帯、人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
世帯数	293	307	307	284	311	291
児童人数	561	604	577	546	571	514
特定妊婦	172	151	182	180	182	181

各年度1月末現在

出典:(特定妊婦以外)仙台市こども若者局事業概要

(特定妊婦)仙台市こども家庭保健課調査

2 本市の一時保護の状況

一時保護、一時保護委託を実施した実人数はいずれも増加傾向にあります。一方、延べ保護日数は一時保護所等のその時点での状況によって左右されるため、年度によってばらつきがあります。

近年は障害のある子どもや高校生などが一時保護となることも多く、多様化する子どものニーズに応じた保護が必要となっていますが、一時保護所や児童養護施設等だけでは受け入れが難しく、里親家庭や障害児短期入所事業所などへの一時保護委託が増加しています。

一時保護所を退所または施設等への一時保護委託を解除された子どもは、近年では約7割が家庭復帰しており、全体に占める家庭復帰となる子どもの割合は増加傾向にあります。

■表4 一時保護所の一時保護実施状況推移

(単位:人、日)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
保護実人数(a)	170	186	193	196	190	204
延べ保護日数(b)	5,235	6,931	5,996	6,838	7,400	6,520
一人当たりの保護日数 (b/a)	30.8	37.3	31.1	34.9	38.9	32.0

※保護実人数には次年度に繰越した人数は計上していない

※人数には同一児童が複数回カウントされている場合も含む

出典:仙台市子ども若者局事業概要

■表5 一時保護所の平均入所率

(単位:人、日)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
一時保護所の定員数	20	20	20	20	20	20
年間入所可能日数(a)	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
延べ保護日数(b)	5,235	6,931	5,996	6,838	7,400	6,520
平均入所率(b/a)	71.7%	94.9%	82.1%	93.7%	101.4%	89.3%

出典:(延べ保護日数)仙台市子ども若者局事業概要

(延べ保護日数以外)仙台市児童相談所調査

■表6 施設・里親等への一時保護委託実施状況推移

(単位:人、日)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
保護実人数(a)	119	226	186	197	225	254
延べ保護日数(b)	4,516	5,838	5,281	5,562	6,698	6,888
一人当たりの保護日数 (b/a)	37.9	25.8	28.4	28.2	29.8	27.1

※保護実人数には次年度に繰越した人数は計上していない

※人数は各施設等への入所を基にカウントしており、同一児童が複数回カウントされている場合がある

※表4の一時保護所で一時保護を実施した児童と同一児童がカウントされている場合がある

出典:仙台市子ども若者局事業概要

■表7 一時保護委託先別委託人数推移

(単位:人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
児童養護施設	12	4	27	25	21	9
乳児院	18	30	43	34	33	8
児童心理治療施設、 児童自立支援施設、 障害児関係施設	5	8	13	60	10	3
その他の施設	0	6	0	1	12	6
里親	39	63	44	58	53	11
その他	45	115	59	19	96	217
計	119	226	186	197	225	254

※委託解除者について的人数

※人数は各施設等への入所を基にカウントしており、同一児童が複数回カウントされている場合がある

※その他に含まれる施設例:一時保護専用施設、障害児短期入所事業所、宮城県一時保護所、個人

出典:福祉行政報告例

■表8 一時保護所を退所または一時保護委託を解除されたこどもの措置等状況

(単位:人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
施設入所	56	49	37	60	47	44
里親等委託	16	32	12	21	16	36
他の児童相談所・機関へ移送	58	53	79	52	32	6
家庭復帰	122	146	154	168	200	175
計	252	280	282	301	295	261
施設入所、里親等委託が 占める割合	28.6%	28.9%	17.4%	26.9%	21.4%	30.7%
家庭復帰が占める割合	48.4%	52.1%	54.6%	55.8%	67.8%	67.0%

※施設入所には児童養護施設、乳児院以外の施設も含む

※人数は各施設等への措置等を基にカウントしており、同一児童が複数回カウントされている場合がある

仙台市児童相談所調査

3 代替養育を新規に受けたこども数及び措置解除されたこども数の状況

■表9 代替養育を新規に受けたこども数推移

(単位:人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
乳児院	19	31	21	20	16	16
児童養護施設	42	23	28	34	22	23
里親・ファミリーホーム ※かっこ内はファミリーホームで内数	18(0)	35(0)	32(1)	14(2)	25(9)	27(2)
計	79	89	81	68	63	66

各年度の措置開始こども数

※里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの移行は含まない

出典:(ファミリーホーム以外)仙台市こども若者局事業概要 (ファミリーホーム)仙台市こども家庭保健課調査

■表10 代替養育を解除されたこども数推移

(単位:人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
乳児院	16	37	26	24	13	20
児童養護施設	31	43	24	50	29	20
里親・ファミリーホーム ※かっこ内はファミリーホームで内数	17(0)	17(0)	16(0)	21(2)	15(5)	24(7)
計	64	97	66	95	57	64

各年度の措置解除こども数

出典:(ファミリーホーム以外)仙台市こども若者局事業概要 (ファミリーホーム)仙台市こども家庭保健課調査

4 現に代替養育を受けているこども数の状況

本市の児童(18歳未満)人口は減少の一途をたどっていますが、代替養育児童数はそれほど減少していません。

代替養育児童数が児童人口に占める割合は、平成20年度から令和5年度までの15年間の傾向を見ると、平均0.0015ポイント増加しています。

里親等委託率(※5)については、平成30年度から令和5年度までに14.2ポイント上昇しています。

(※5:里親等委託率)里親等委託率は、(里親・ファミリーホームへの委託児童数)÷(児童養護施設・乳児院措置児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数)で算出

■表11 児童人口(18歳未満)及び代替養育児童数推移

(単位:人)

年度	H20	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
児童人口	167,585	163,188	159,866	158,302	155,881	153,740	151,673
代替養育児童数	202	249	238	245	212	213	217
割合	0.121%	0.153%	0.149%	0.155%	0.136%	0.139%	0.143%

各年度1月1日現在の児童人口及び3月31日現在の代替養育児童数

出典:(児童人口)

(H20、H30)宮城県ホームページ 市町村、男女、年齢5歳階級別人口(各年度1月1日現在)

(H31～R5)仙台市ホームページ 町名別年齢(各歳)別住民基本台帳人口(各年度1月1日現在)

(代替養育児童数)仙台市児童相談所調査

■表12 措置委託先別の代替養育児童数推移

(単位:人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
乳児院	36	30	25	21	24	20
児童養護施設	144	124	126	110	100	106
里親・ファミリーホーム ※かっこ内はファミリーホームで内数	69(7)	84(7)	94(13)	81(18)	89(29)	91(24)
計	249	238	245	212	213	217
里親等委託率	27.7%	35.3%	38.4%	38.2%	41.8%	41.9%

各年度末現在のこども数

出典:仙台市こども若者局事業概要

5 児童相談所で受け付けた相談のうち、現に代替養育の対象となっていないこどもで、今後代替養育の対象となる可能性が高いこども数

代替養育の対象とすべきであるが、親の同意が得られないため家庭裁判所に施設措置承認の審判を申し立てているなどの理由で、在宅支援(一時保護を含む)をしているこどもは、表13のとおり、令和6年7月1日現在で4人います。

■表13 今後代替養育の対象となる可能性の高いこども数 (単位:人)

0～2歳	0
3歳～就学前	1
学童期以降	3
計	4

令和6年7月1日現在の状況。仙台市児童相談所調査

6 本市の特別養子縁組成立状況

本市児童相談所が関与した直近6年間における特別養子縁組成立件数は次のとおりです。

■表14 特別養子縁組の成立件数推移 (単位:件)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
成立件数	5	5	0	4	3	5

出典:仙台市こども若者局事業概要

7 里親・ファミリーホームの委託状況

里親登録数は、表15のとおりです。養育里親(※6)と養子縁組里親(※7)の登録数は増加傾向にあります。

こどもが委託されている里親数は、表16のとおり、平成30年度から令和5年度までに大きな変化はありませんが、登録数が増加したことにより、委託されている里親の割合は減少しています。

里親に委託されているこども数は表17のとおりです。総数に対して小学生以下の委託割合が増加傾向にあります。また、里親1世帯における平均受託児童数は表18のとおりです。1世帯あたり約1.5人の委託数となっています。

本市内のファミリーホーム数は、表19のとおり、平成30年度から令和5年度までに1か所から6か所に増加しています。

■表15 登録里親(世帯)数推移

(単位:世帯)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
養育里親	101	103	103	103	106	124
専門里親(※8)	10	13	13	13	13	10
親族里親(※9)	10	9	9	9	8	6
養子縁組里親	45	58	64	71	68	73
登録世帯総数	156	170	175	196	195	213

※養育里親と専門里親の重複登録、令和5年度からは養育里親と養子縁組里親の重複登録が可能となったため、総数は各里親の合計と一致しない年度もある

出典:福祉行政報告例

(※6:養育里親)養子縁組を前提とせず、保護を要するこどもの社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当していないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる

(※7:養子縁組里親)養子縁組により、こどもの養親となることを希望する里親。国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要となる

(※8:専門里親)虐待されたこどもや障害があるこどもなど、一定の専門的ケアを必要とするこどもを養育する里親。3年以上里親としてこどもを養育した経験があること、3年以上児童福祉事業の仕事に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる

(※9:親族里親)こどもの扶養義務者(祖父母、兄弟姉妹等)及びその配偶者である親族になることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。なお、扶養義務のない親族(おじ、おば等)になる場合は、「親族による養育里親」となる

■表16 こどもが委託されている里親(世帯)数推移

(単位:世帯)

年度	H30	委託里親数／登録里親数	H31(R1)	委託里親数／登録里親数	R2	委託里親数／登録里親数	R3	委託里親数／登録里親数	R4	委託里親数／登録里親数	R5	委託里親数／登録里親数
養育里親	38	37.6%	47	45.6%	59	57.3%	41	39.8%	40	37.7%	48	38.7%
専門里親	3	30.0%	6	46.2%	6	46.2%	4	30.8%	4	30.8%	3	30.0%
親族里親	10	—	9	—	8	—	5	—	8	—	6	—
養子縁組里親	2	4.4%	1	1.7%	5	7.8%	3	4.2%	1	1.5%	2	2.7%
委託されている里親総数	52	33.3%	58	34.1%	73	41.7%	53	27.0%	53	27.2%	59	27.7%

※養育里親と専門里親の重複登録、令和5年度からは養育里親と養子縁組里親の重複登録を認めたため、総数は各里親の合計と一致しない年度もある

出典:福祉行政報告例

■表17 里親に委託されているこども数推移(里親種別)

(単位:人)

年度	H30						H31(R1)					
年齢区分	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	合計	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	合計
養育里親	0	11	17	8	13	49	0	21	17	11	15	64
専門里親	0	1	1	1	1	4	0	1	3	2	1	7
親族里親	0	2	1	3	8	14	0	3	0	1	8	12
養子縁組里親	0	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1
計	0	14	20	13	22	69	0	26	20	14	24	84

年度	R2						R3					
年齢区分	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	合計	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	合計
養育里親	4	17	18	16	17	72	2	11	13	15	21	62
専門里親	0	1	3	1	1	6	1	1	2	1	2	7
親族里親	0	1	1	1	8	11	0	0	1	1	6	8
養子縁組里親	4	1	0	0	0	5	1	3	0	0	0	4
計	8	20	22	18	26	94	4	15	16	17	29	81

年度	R4						R5					
年齢区分	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	合計	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	合計
養育里親	3	14	19	15	19	70	6	9	26	15	19	75
専門里親	0	0	4	0	1	5	0	0	4	0	0	4
親族里親	0	3	2	2	6	13	0	2	4	1	3	10
養子縁組里親	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2
計	3	18	25	17	26	89	7	11	35	16	22	91

各年度末現在の状況。児童相談所調査

■表18 委託里親における平均受託児童数推移

(単位:人)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
平均受託児童数 (委託児童数/委託里親数)	1.33	1.45	1.29	1.53	1.68	1.54

各年度末現在の状況。児童相談所調査

■表19 ファミリーホーム数推移

(単位:箇所)

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
ファミリーホーム数	1	1	3	4	6	6

各年度末現在の状況。こども家庭保健課調査

8 児童養護施設等で代替養育を受けているこどもへのアンケート調査

社会的養育推進計画の中間見直しにあたり、当事者であるこどもの意見を反映するため、児童養護施設及びファミリーホームで代替養育を受けているこどもにアンケート調査を実施しました。アンケート調査は、こどもが意見を表明しやすいよう、こどもが記入した後に自ら封をして提出する方法としました。

以下には、計画見直しにあたっての現状分析のため、アンケート調査結果の概要を掲載します。

【調査内容】

学年及び施設により4つに分けてアンケート調査を行いました。

■表20

調査種類	対象	配付数 (a)	回収数 (b)	回収率 (b/a)
施設入所児童(高校生以上用)アンケート	R6.7.8 現在 児童養護施設に入所している高校生以上	64	62	96.9%
施設入所児童(小中学生用)アンケート	R6.7.8 現在 児童養護施設に入所している小学4年生以上 中学生以下	116	115	99.1%
ファミリーホーム入所児童 (高校生以上用)アンケート	R6.7.8 現在 ファミリーホームに入所している高校生以上	16	16	100%
ファミリーホーム入所児童 (小中学生用)アンケート	R6.7.8 現在 ファミリーホームに入所している小学4年生以上 中学生以下	15	13	86.7%
合 計		211	206	97.6%

アンケートの設問は以下の調査結果のとおりです。高校生以上用と小中学生用、施設用とファミリーホーム用で基本的には同じ内容ですが、一部、該当しないと思われる項目を削除したり、表現を変更したりした項目があります。以下は施設の高校生以上用の設問の組立てを中心に集計しています。

なお、回答に際し、こども本人が答えたくない設問については回答しなくても良いとしたため、択一回答でも回答数が回収数と一致しない設問があります。

【アンケート調査結果】

(1)通学先について

①通っている学校はどちらですか。

■表21

(単位:人)

小学校	55
中学校	70
特別支援学校(小等部・中等部)	1
高等学校(高校)	57
特別支援学校高等部もしくは高等学園	11
専修学校(専門学校)	1
大学	4
学校へは通っていない	3
合 計	202

(2)生活状況について

①生活の中で楽しいと思うこと、力を入れていることはどのようなことですか。(複数回答可)

※以下、集計結果については、施設入所中の高校生以上の回答を「ア」、小中学生の回答を「イ」、ファミリーホーム入所中の高校生以上の回答を「ウ」、小中学生の回答を「エ」とそれぞれ表記します。

■表22

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
本・漫画を読むこと	33	77	6	6	122
スマホ(SNS、動画の視聴など)を使うこと	40	16	8	6	70
ゲームなどで遊ぶこと	26	61	5	8	100
部活動・サークル活動	18	72	4	7	101
アルバイト	2		0		2
勉強(興味があることを学ぶ、資格の勉強、塾、学校の復習など)	6	45	4	4	59
習い事(スポーツ、ダンス教室、ピアノなど)	1	10	0	5	16
友達と話したり遊んだりすること	37	81	10	11	139
特にない	3	8	0	0	11
その他	6	7	3	3	19

(その他の内容)・音楽を聴くこと・歌を歌うこと・イラストを描くこと など

②施設(ファミリーホーム)の生活で良いと感じることや安心できることはありますか。(複数回答可)

■表23

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
身体などの安全が守られていること	19	57	7	9	92
困ったことがあった時に、施設の先生(里親)や児童相談所の職員などの信頼のおける大人に相談しながら生活できること	29	56	6	5	96
他のこどもと一緒に生活できること	11	40	4	7	62
生活や学習などの支援(必要な物の準備を含む)を受けられること	19	65	11	6	101
特にない	16	26	2	2	46
その他	3	6	0	3	12

(その他の内容)・バランスの良い食事がとれること・誕生日の日に祝ってくれること など

③生活の中で心配なことなどはありますか。(複数回答可)

■表24

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
誰かに相談したいことがあるが、相談できる人がいない	2	11	0	2	15
学校やアルバイト先でうまくいかないことや不満を感じる ことなどがある	4	32	2	5	43
一緒に暮らす他のこどもとの関係でうまくいかないことや 不満を感じるなどがある	11	38	1	4	54
施設の先生(里親)とずっと話をしたいが、時間をとっても もらえない、または相談しにくい	4	17	1	1	23
周りの大人の中で誰を頼ってよいか分からない	3	19	0	3	25
頼りにしていた大人が異動や退職でいなくなってしまう	8	18	0	1	27
児童相談所の職員とずっと話をしたいが、相談しにくい	1	13	0	0	14
生活や勉強などで忙しく、疲れていたり自分の時間が十 分にとれなかったりすることがある	11	23	0	3	37
イライラしたり、不安に感じたりすることがある	17	47	2	8	74
一人になれる時間がない	9	23	0	3	35
自分のこれからの生活の見通し	11	28	7	5	51
特にない	24	35	7	2	68
その他	5	8	0	3	16

(その他の内容)・スマホの制限が多いこと ・相談の仕方が分からないこと など

④施設(ファミリーホーム)での生活にどのくらい満足できていますか。(0～10 までの 11 段階)

■表25

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ
10 とても満足している	4	21	5	3
9	2	5	1	1
8	3	15	4	0
7	7	9	1	3
6	12	8	2	0
5 普通	18	27	2	5
4	3	8	0	0
3	3	6	0	0
2	3	3	0	0
1	2	5	0	1
0 全然満足していない	4	4	0	0

⑤施設(ファミリーホーム)での生活の中で、どのようなことがあればもっと満足できると思いますか。

(自由記載)

- ・スマホを自由に使えるようにしてほしい(15人) ・お小遣いを増やしてほしい(11人)
- ・もっと一人になれる時間がほしい(4人) ・門限を遅くしてほしい(4人)
- ・ゲームの時間を長くしてほしい ・一人部屋にしてほしい ・話しやすい環境を作してほしい
- ・自分の気持ちを最後までちゃんと聞いてほしい ・ネット環境を整備してほしい
- ・他の部屋の人などと話ができる機会を作してほしい ・施設全体のイベントを増やしてほしい
- ・意見を聞いたあと、実際にその意見を反映してほしい など

(3)学校生活・学習・進路について

①学校での生活を楽しんでいますか。

■表26

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
楽しんでいる	27	55	7	6	95
どちらかといえば、楽しんでいる	17	29	3	6	55
どちらでもない	11	11	2	0	24
どちらかといえば、楽しんでいない	2	9	1	1	13
楽しんでいない	2	6	0	0	8

②学校での生活で心配なことはありますか。

■表27

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
学校の授業が分からない、つまらない	9	48	2	6	65
部活動に参加しているが、楽しくない	3	8	1	3	15
部活動に参加したいが、参加できない	0	1	0	1	2
友達があまりできない	3	9	1	3	16
友達はいるが人間関係に不安がある	9	15	1	3	28
特にない	34	49	10	5	98
その他	4	6	1	0	11

(その他の内容)・遊びに行くときの連絡手段がない ・持病について陰口を言われる ・人間関係 など

【③～⑤はアルバイトをしている高校生以上のみ回答】

③アルバイトはどのくらいの時間行っていますか。

回答者計11人 週1日程度(4人)、週2日程度(4人)、週3～4日程度(2人)、週5～6日程度(1人)

(学校がある日)17時～20 時頃(2人)

(休みの日) 7時～13時頃、8時～16 時頃、9時～15時頃、10時～15時頃、11時～14時頃、
11時～15時頃、14時～19時30分頃、17時～20時頃、17時～21時頃

④貯金の目標金額はありますか。

回答者計10人 100万円、60万円、30万円、15万円、10万円(2人)、毎月7万円

生活費とか遊びに使う分があれば良い、あればあるほど良い、目標金額は特にない

⑤どのような理由でアルバイトをしていますか。(複数回答可)

■表28

(単位:人)

	回答者 計11人
交友関係を広げることができるから	0
働くことで様々な経験を積むことができるから	6
就職等の進路に関連する仕事を体験することができるから	0
自立に向けて生活費を貯める必要があるから	7
進学に向けて入学金や授業料を貯める必要があるから	2
自由に使えるお金がもっと欲しいから	5
その他	1

(その他の内容)・一人暮らしのためのお金をためるため

⑥【高校生以上】進路を選ぶことについてどう感じていますか。(複数回答可)

【小中学生】将来の仕事や進路について、どう考えていますか。(複数回答可)

■表29

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
進学先や就職先は決まっている(やりたい仕事や進みたい学校などが決まっている)	11	51	1	6	69
自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えている	34	32	9	2	77
どのような業界や仕事、進路があるのか分からない	10	18	5	4	37
関心がある仕事や進路はあるが、自分にできるのか、どうすればなれるのか分からない	9	27	3	5	44
選択肢が多すぎて、何を選択すればよいのか分からない	5	10	1	2	18
やりたいことや自分ができることについて、明確なイメージを持ってない	11	25	5	2	43
現在の生活をするに一生懸命で、将来のことは考えられない	2	8	2	0	12
金銭面が不安で、家族の協力が得られるか分からない	3		0		3
その他	5	7	0	1	13

(その他の内容)・やりたい仕事や進みたい学校は決まっているけれど否定されそうで怖い

・進学を希望しているけれど進学先は決まっていない ・今はまだ何も考えていない など

⑦【高校生以上のみ】就職・進学どちらを希望していますか。

■表30

(単位:人)

	ア	ウ	合計
進学希望(大学・短期大学・高等専門学校・専修学校など)	15	5	20
就職希望	32	8	40
わからない	14	2	16

⑧【小中学生のみ】将来、どの学校まで行きたいですか。

■表31

(単位:人)

	イ	エ	合計
高校	38	4	42
大学や専門学校等	42	5	47
わからない	29	3	32
その他	3	0	3

⑨施設を退所した後に、どのようなことがあると安心できると思いますか。(複数回答可)

■表32

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
生活していて分からないことや困った時に気軽に相談できるところがあること	31	61	11	8	111
人間関係や仕事上のトラブルなどがあった時に相談できるところがあること	18	40	5	4	67
学費や生活費について相談できるところがあること	16	48	8	5	77
施設(ファミリーホーム)を退所した他の人など、同じ境遇の人と話ができるところがあること	14	22	3	2	41
施設の先生(里親)などの周りの大人に引き続き相談ができること	13	45	5	4	67
その他	9	9	0	1	19

(その他の内容)・特に必要ない(9人)・お金等の支援 など

⑩自立へ向けた自分達への支援として、どのような支援があると良いと思いますか。

※施設(ファミリーホーム)で生活している時でも、退所した後でも、どちらでも構いません。(自由記載)

- ・金銭面での支援(17人)・電化製品などの物資の援助(5人)
- ・退所した後も困ったことがあったら施設の職員などに相談できること(11人)
- ・退所する前に料理を教えてもらったり、自立へ向けたアドバイスがもらえたりすること
- ・納税や契約の方法、クレジットカードや銀行の使い方など、学校では教えてもらえないが自立した生活には欠かせない知識を社会に出る前に教えてもらいたい
- ・家族や兄弟と会えるようにしてほしい・不安なことを相談できる場所があると良い など

(4)意見表明等について

- ①子どもの権利条約(※10)の4つの原則(差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重)を知っていますか。

■表33

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
知っている	20	34	3	4	61
少し知っている	18	23	3	5	49
聞いたことはあるが、どのようなものか知らない	4	15	5	3	27
知らない	18	38	4	0	60

(※10:子どもの権利条約(日本ユニセフ協会ホームページより一部抜粋))

子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているのが、子どもの権利条約の特徴で、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方は「4つの原則」と呼ばれている

- ②普段の生活や学校のこと、進路のことなどについて相談したい時、あなたの気持ちや意見を聞いてくれる人はいますか。(複数回答可)

■表34

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
友達	33	54	10	7	104
周りの大人(施設の先生、里親など)	34	56	14	5	109
学校の先生	24	40	8	6	78
児童相談所の職員	13	38	7	5	63
家族、親戚	10	41	7	4	62
その他の大人	1	3	0	0	4
誰もいない	2	7	0	1	10
自分の気持ちや意見を聞いてほしいと思ったことがない	8	11	1	2	22

(その他の大人の内容)・近所の人・友達の親・部活の顧問 など

【③～④は、表34で「誰もいない」「自分の気持ちや意見を聞いてほしいと思ったことがない」と回答したことも以外に質問】

- ③日ごろ、どのくらいあなたの気持ちや意見を聞いてもらえていると感じますか。

■表35

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
たくさん聞いてもらえている	21	41	12	5	79
少し聞いてもらえている	15	31	2	1	49
あまり聞いてもらえていない	3	7	0	2	12
聞いてもらえていない	0	5	0	0	5
分からない	12	8	0	0	20

④相談した時や相談した後、あなたの気持ちや意見は尊重されていると感じますか。

■表36

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
尊重されている	19	45	12	4	80
尊重されていない	3	10	0	1	14
分からない	28	34	2	3	67

⑤アドボケイト(意見表明等支援員)(※11)を知っていますか。

■表37

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
知っている	35	66	2	3	106
知らない	26	46	13	8	93

(※11:アドボケイト(意見表明等支援員))こどもが自分の気持ちや意見を友達や周りの大人などに伝えられない時に、話を聞いてくれたり、代わりに伝えてくれたりする役割を持つ人

⑥【表37で「知っている」と回答したこどもにのみ質問】アドボケイトにあなたの気持ちや意見を聞いてもらったことがありますか。

■表38

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
聞いてもらったことがある	8	24	1	1	34
聞いてもらったことがない	27	42	1	2	72

⑦【表38で「聞いてもらったことがある」と回答したこどもにのみ質問】アドボケイトにあなたの気持ちや意見を言うことはできましたか。

■表39

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
たくさん言えた	1	10	1	1	13
少し言えた	4	8	0	0	12
あまり言えなかった	1	2	0	0	3
言えなかった	0	3	0	0	3
分からない	2	1	0	0	3

⑧【表38で「聞いてもらったことがある」と回答したこどもにのみ質問】あなたの気持ちや意見を伝えたい人がいる時、あなたから直接ではなく、アドボケイトから伝えてほしいと思いますか。

■表40

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
伝えてほしいと思う	3	15	0	1	19
伝えなくて良い(気持ちや意見を聞いてほしいだけ)	5	8	1	0	14

【⑨～⑪は、表40で「伝えてほしいと思う」と回答したこどもにのみ質問】

⑨アドボケイトはあなたの気持ちや意見をあなたの代わりにしっかりと伝えてくれたと感じますか。

■表41

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
伝えてくれた	2	7	0	1	10
伝えてくれなかった	0	1	0	0	1
分からない	1	7	0	0	8

⑩あなたの気持ちや意見を受けて、伝えた人がどのように対応するかを聞きましたか。

■表42

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
聞いた	1	4	0	1	6
聞いていない	0	2	0	0	2
分からない	2	9	0	0	11

⑪アドボケイトに伝えた時や伝えた後、あなたの気持ちや意見は尊重されていると感じますか。

■表43

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
尊重されている	2	7	0	1	10
尊重されていない	0	0	0	0	0
分からない	1	8	0	0	9

⑫【表38で「聞いてもらったことがある」と回答したこどもにのみ質問】アドボケイトに気持ちや意見を言えて良かったですか。

■表44

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
良かった	5	14	0	1	20
どちらかといえば良かった	1	2	1	0	4
どちらともいえない	2	4	0	0	6
どちらかといえば良くなかった	0	1	0	0	1
良くなかった	0	0	0	0	0

⑬自分の気持ちや意見を聞いてくれたり、自分の代わりに気持ちや意見を伝えてくれたりするアドボケイトは必要だと思いますか。

■表45

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
必要であり、利用したい	7	29	3	4	43
必要だと思うが、利用はしない	19	26	6	4	55
どちらともいえない	9	11	1	0	21
必要ない	12	16	2	1	31
分からない	12	21	3	2	38

⑭あなたが気持ちや意見を伝える方法やアドボケイトがあなたの気持ちや意見を聞く仕組みについて、もっとこうなると良いと思うことはありますか。(自由記載)

- ・真剣に話することができる環境を作してほしい ・実体験について聞きたい
- ・こどもの気持ちや意見を聞くだけでなく、その意見を実際に活かしてほしい
- ・言葉で説明しづらい時には、絵や文で説明できるようにしてほしい
- ・アドボケイトが積極的にこどもの意見を聞くことができるようになると良い
- ・もっと話を詳しく聞いてほしい ・個別で相談できるようにしてほしい ・短時間で聞いてほしい
- ・意見や言葉は、もっと分かりやすい言い方で伝えてほしい ・直接ではなく LINE 等で相談したい など

(5)里親の家庭での生活(児童養護施設などの施設での生活)について

【施設在籍児童は里親について、ファミリーホーム在籍児童は施設について質問】

①里親(児童養護施設などの施設)について知っていますか。

■表46

(単位:人)

	ア	イ	合計	ウ	エ	合計
知っている	49	74	123	10	7	17
聞いたことはあるが、どのようなものかは知らない	6	15	21	5	3	8
知らない	5	21	26	0	2	2

②今の施設(ファミリーホーム)で生活することになった時に、施設とファミリーホーム(又は里親の家庭)のどちらで生活したいかなど、今後の希望を児童相談所の担当者から聞かれましたか。

■表47

(単位:人)

	ア	イ	合計	ウ	エ	合計
聞かれたことはなかった	31	48	79	6	7	13
聞かれたので、施設での生活を希望した (聞かれたので、ファミリーホーム(又は里親の家庭)での生活を希望した)	4	12	16	2	3	5
聞かれたので、里親の家庭での生活を希望したが、施設で生活することになった (聞かれたので、施設での生活を希望したが、ファミリーホーム(又は里親の家庭)で生活することになった)	2	7	9	1	0	1
覚えていない	20	32	52	4	2	6
その他	2	7	9	3	0	3

(その他の内容)・聞かれたので自分の家での生活を希望した など

③里親の家庭(施設)で生活することについて、どのようなことが良いと感じますか。(複数回答可)

■表48

(単位:人)

	ア	イ	合計	ウ	エ	合計
施設ではなく家庭で生活できること (ファミリーホーム(又は里親の家庭)ではなく施設で生活できること)	21	37	58	0	1	1
毎日、里親という決まった大人と一緒に生活できること (毎日、いろいろな施設の先生と一緒に生活できること)	6	13	19	1	1	2
他のたくさんのこどもと一緒にではなく、少人数で生活できること (少人数ではなく、他のたくさんのこどもと一緒に生活できること)	11	27	38	4	1	5
生活したことがないので分からない	29	47	76	7	5	12
その他	9	12	21	3	4	7

(その他の内容)・施設と比べて自由に生活できる ・施設と違ってスマホを自由に持つことができる

・施設の職員は里親と違って適切な距離感で接してくれる など

④里親の家庭(施設)で生活することについて、どのようなことが不安ですか。(複数回答可)

■表49

(単位:人)

	ア	イ	合計	ウ	エ	合計
いろいろな施設の先生と話や相談ができなくなる こと (里親と話や相談ができなくなること)	6	24	30	5	4	9
施設の友達と生活できなくなる こと (ファミリーホーム(又は里親の家庭)で一緒に暮らすこどもと生活できなくなる こと)	3	29	32	0	3	3
家庭で里親という決まった大人と生活すること (たくさんの施設の先生と生活すること)	7	19	26	1	4	5
施設での生活ルールなどと違ったルールで生活すること (ファミリーホーム(又は里親の家庭)での生活ルールなどと違ったルールで生活すること)	6	15	21	5	4	9
転校が必要になるかもしれないこと	11	37	48	1	5	6
生活したことがないので分からない	28	33	61	4	3	7
その他	8	14	22	5	3	8

(その他の内容)・特にない(10人) ・兄弟と別々の施設になってしまうこと

・里親の家庭に馴染めず数年で施設に戻ってくることになるかもしれないこと

・施設の場合、里親の家庭と比べて自由度が低いこと など

(6)児童相談所の一時保護所での生活について

①児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。

■表50

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
覚えている	32	65	7	6	110
覚えていない	12	25	2	1	40
児童相談所の一時保護所で生活したことはない	8	10	4	3	25
分からない	7	12	1	2	22

【②～④は、表50で「覚えている」と回答したこどもにのみ質問】

②児童相談所の一時保護所で生活して、良かったことはどのようなことでしたか。(複数回答可)

■表51

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
安全に過ごせたこと	14	34	2	2	52
食事をとれたこと	11	30	0	1	42
他のこどもと一緒に暮らせたこと	7	19	2	1	29
勉強を教えてもらったこと	7	18	2	2	29
大人に話を聞いてもらえたこと	6	15	1	2	24
良かったことは何もない	10	13	2	3	28
その他	1	8	1	1	11

(その他の内容)・たくさん遊べたこと(2人)・兄弟と一緒に入れたこと・本が充実していたこと

・親と一時的にでも離れてクールダウンすることができたこと など

③児童相談所の一時保護所での生活で嫌だったことはどのようなことでしたか。(複数回答可)

■表52

(単位:人)

	ア	イ	ウ	エ	合計
自由に外にでられなかったこと	27	49	4	6	86
友達に会えなかったこと	19	33	4	6	62
食事の時間や寝る時間などが決まっていたこと	18	33	2	5	58
他のこどもと一緒に暮らした事	9	13	0	4	26
一人になれる時間がなかったこと	17	28	1	5	51
ゲームやテレビがなかったこと	12	23	2	4	41
スマホが使えなかったこと	13	30	2	5	50
学校に行けなかったこと	23	37	3	4	67
自分の話や意見をきちんと聞いてもらえなかったこと	5	11	1	3	20
職員の対応	10	20	2	5	37
嫌だったことは何もない	0	9	1	0	10
その他	5	8	1	2	16

(その他の内容)・何も言われないうまま兄弟と離ればなれにされたこと・暴言を言われたこと

・トイレまで職員がついてきたこと・同じ部屋の人に嫌なことをされたこと など

④児童相談所の一時保護所での生活を良くするために、どのようなことが必要だと思いますか。(自由記載)

- ・自由に外に出たり、外遊びができたりすると良い(7人)
- ・一人になる時間や個室を作ること(7人) ・スマホを使えるようにすること(5人)
- ・こどもの意見をしっかりと聞いて、必要なことは取り入れること(4人)
- ・生活の中のいろんなところをもう少し自由にしてほしい(3人)
- ・服を選べるように増やしてほしい ・兄弟がいたら会えるようにしてほしい
- ・ネットワークを時間付きでも良いから使わせてほしい ・テレビやゲームを置いてほしい など

第3章 当事者であるこどもの権利擁護の取組み

令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に関して、入所措置や一時保護時の意見聴取等措置が義務化され、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等(政令指定都市を含む)の業務として明記されました。

本市においては、意見表明等支援員(アドボケイト)の施設等への派遣や、個別ケースに関するこどもの権利擁護を図るための仕組みとして、本市社会福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置するなど、取組みを進めています。

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

こどもの意見表明権を保障する仕組みについて、令和6年度現在、市内の児童養護施設4施設及び児童相談所の一時保護所にアドボケイトの派遣(意見表明等支援事業)を実施しています。

令和5年度に仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「子ども権利擁護部会」を設置し、こどもの権利擁護の体制を整備しています。

【課題】

現時点で里親家庭やファミリーホームへのアドボケイトの派遣は実施できていないため、実施に向けた体制整備が求められています。

権利ノートの配布及び説明によるこども自身の権利について理解する機会を設けていますが、表33(P.17に掲載)のアンケート結果から、約4割のこどもが自身の権利について知らないと回答した状況を踏まえ、理解を更に深めてもらう機会や方法の検討が必要です。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
社会的養護に関わる関係職員(※12)及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 (本市における該当研修の例) ・各施設職員や里親、措置児童等に対するアドボカシー制度説明会	関係職員向け:2回 受講者等:研修を実施した施設の直接処遇に関わるすべての職員 こども向け:11回 受講者等:研修を実施した施設の全対象児童	関係職員向け:5回 受講者等:直接処遇に関わるすべての職員 こども向け:6回 受講者等:対象児童(0～2歳は対象外)	関係職員向け:5回 受講者等:直接処遇に関わるすべての職員 こども向け:6回 受講者等:対象児童(0～2歳は対象外) ※毎年度、必要とする施設等で実施
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数 ※0～2歳のこどもは対象外	106人	555人 (代替養育見込み数(3歳以上)+一時保護所入所見込み数)	449人増
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	50.2%	100%	49.8ポイント増
意見表明等支援事業を利用可能なこどものうち、事業を利用したこどもの割合	事業を利用したこどもの人数:34人 割合:32.1%	事業を利用したこどもの人数:194人 割合:35.0%	事業を利用したこどもの人数:160人増 割合:2.9ポイント増

措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組みに係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	計画見直しにかかるアンケートで確認	対象児童に対し、アンケートの実施	同左
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	計画見直しにかかるアンケートで確認	対象児童に対し、アンケートの実施	同左
3歳以上の措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	78.2% 満足度はアンケート実施によって確認	100% 満足度はアンケート実施によって確認	21.8 ポイント増 満足度はアンケート実施によって確認
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	「子ども権利擁護部会」を設置し、奇数月に開催	「子ども権利擁護部会」を設置し、定期的に開催	引き続き、定期的な部会の開催を実施
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制	推進計画見直しの際に社会的養護経験者の意見を聴取	社会的養護に関する施策策定時に当事者であるこども（社会的養護経験者含む）の委員としての参画体制を検討	同左
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	児童養護施設、ファミリーホームの措置児童の一部に対しアンケートを実施	社会的養護に関する施策策定時に全措置児童に対しヒアリングやアンケートを実施	同左

（※12：社会的養護に関わる関係職員）児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター（※13）、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

（※13：児童家庭支援センター）こども、家庭、地域住民などからの相談に応じて必要な助言・指導の実施、関係機関や施設との連絡調整等を行うなど、児童相談所を補完するものとして児童養護施設等に設置される相談機関

（3）資源の整備・取組み方針等

対象となるこどもが必要に応じて意見表明等支援事業を利用できるよう、こどもや児童養護施設等の職員に対し、説明会などを通じこどもの権利や意見表明等支援事業についての更なる理解促進を図ります。

里親やファミリーホームに委託されているこどもへの意見表明等支援事業の拡充に向け必要な対応を行います。
こどもの権利ノートを活用し、こどもに対してより丁寧かつ分かりやすい周知啓発を実施します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 (本市における該当研修の例) ・各施設職員や里親、措置児童等に対するアドボカシー制度説明会	関係職員向け:年5回 受講者等:直接処遇に関わるすべての職員 こども向け:年6回 受講者等:対象児童(0～2歳は対象外) <u>※里親・ファミリーホームの職員と在籍するこどもは令和7年度以降段階的に実施</u>				
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数 ※0～2歳は対象外	469人	497人	559人	556人	555人
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	83.5%	88.8%	100%	100%	100%

第4章 こども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組み

令和4年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センター(※14)の設置が市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに家庭支援事業として位置づけられました。

本市においては、各区役所と宮城総合支所において、子育て世帯等への総合的な支援を行うとともに、家庭支援事業や支援対象児童等見守り強化事業等を活用して虐待の未然防止に向けた取組みを行っています。

(※14:こども家庭センター)母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援等を行う機関

1 相談支援体制の整備に向けた本市の取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

養育上の問題を抱える子育て世帯への総合的な支援を実施するため、令和2年4月から各区の家庭健康課と保育給付課、宮城総合支所の保健福祉課を「子ども家庭応援センター」として運用しており、地域資源の有効活用・関係機関との連携充実を図りながら、家庭児童への切れ目のない支援を実施してきました。

児童虐待への対応について、児童虐待対応マニュアル等を用いて虐待の発見から援助までの流れなどを整理しています。また、研修等による啓発を随時実施するなど、各所が連携しながら虐待対応を行っています。

【課題】

令和4年改正児童福祉法において、こども家庭センターの設置に努めることが必要とされていますが、令和6年度現在、未設置となっています。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
こども家庭センターの設置数	0か所	6か所	6か所
こども家庭福祉行政に携わる職員に対する研修の実施回数、受講者数	年1回 受講者:8人	年1回 受講者:10人	年1回 受講者:10人 ※毎年度、新しく携わることとなった職員を対象に研修を実施
(本市における該当研修の例) ・家庭相談員新任者研修			
本庁と各区・総合支所との人材交流の実施体制の整備	実務担当者会議、担当係長会議、担当課長会議を実施	同左	引き続き、左記会議を実施
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	各区保健福祉センター及び宮城総合支所における相談支援の中で、必要に応じ策定	同左	引き続き、サポートプランの策定を実施

(3)資源の整備・取組み方針等

センター長及び統括支援員の配置など、設置要件として必要な体制を整え、こども家庭センターの設置を検討しています。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	検討中				
こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	年1回 受講者数:10人				
(本市における該当研修の例) ・家庭相談員新任者研修					

2 家庭支援事業等の整備に向けた本市の取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ)について、令和6年度現在、児童養護施設4施設及び乳児院2施設において実施しています。また、里親支援センターの設置・連携により事業を拡充し、里親・ファミリーホームへの委託を開始しました。

【課題】

子育て短期支援事業の利用希望に対応するため、里親・ファミリーホームの新規委託先や児童養護施設等への専従人員の配置など、更なる受け皿の確保が必要です。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
市町村子ども・子育て支援事業計画(せんだいこども若者プラン2025)における家庭支援事業の確保方策			
養育支援訪問事業	各区保健福祉センター、各総合支所において、専門指導員の派遣を実施	訪問対象人数:509人 専門指導員数:55人	専門指導員一人あたりの訪問件数を考慮し、必要な提供体制を確保
一時預かり事業(幼稚園型)	市内のすべての私立幼稚園及び認定こども園において、預かり保育として実施	利用者数:517,138人	既存の幼稚園及び認定こども園での在園児を対象として、必要な提供体制を確保
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	保育所、認定こども園、地域型保育事業において、一時預かりの実施やのびすくでの託児を実施	利用者数:35,261人	既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保
子育て世帯訪問支援事業	民間事業者への委託によって、育児ヘルパーの派遣を実施	利用者数:3,004人 実施機関数:16か所	既存の事業所の体制により、必要な提供体制を確保

子育て短期支援事業	児童養護施設・乳児院の計6か所及び里親・ファミリーホームへの委託によって実施	利用者数:330人	既存の施設及び里親・ファミリーホームの体制により、必要な提供体制を確保
児童育成支援拠点事業	民間事業者への委託によって、「ふれあい広場事業」として実施	利用者数:110人	既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保
親子関係形成支援事業	民間事業者への委託によって実施	利用者数:124人	新たに事業所を選定し、必要な提供体制を確保
本市において子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	19か所	50か所	31か所増

(3)資源の整備・取組み方針等

子育て短期支援事業において、実施施設の他、里親・ファミリーホームへの委託を進めることで、子育て短期支援事業の受け皿の確保を図ります。また、児童養護施設等への専従人員の配置を検討します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
市町村子ども・子育て支援事業計画(せんだいこども若者プラン2025)における家庭支援事業の確保方策					
養育支援訪問事業					
訪問対象人数	588人	562人	539人	528人	509人
専門指導員数	55人				
一時預かり事業(幼稚園型)	561,530人	555,197人	539,103人	527,995人	517,138人
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	41,761人	39,957人	38,250人	36,678人	35,261人
子育て世帯訪問支援事業					
利用者数	3,543人	3,384人	3,244人	3,115人	3,004人
実施機関数	16か所				
子育て短期支援事業	389人	372人	356人	342人	330人
児童育成支援拠点事業	110人	110人	110人	110人	110人
親子関係形成支援事業	144人	140人	135人	130人	124人
本市において子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	30か所	35か所	40か所	45か所	50か所

3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた本市の取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【課題】

令和6年度現在、児童家庭支援センターは未設置となっています。設置の必要性を含め、児童養護施設や乳児院における高機能化及び多機能化・機能転換とあわせて今後検討していく必要があります。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
児童家庭支援センターの設置数	0か所	—	— ※設置の必要性について効果検証を踏まえ検討
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数	—	—	—
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	—	—	—

(3)資源の整備・取組み方針等

現時点で児童家庭支援センターの設置に係る検討は行っていない。令和7年度から令和11年度までの計画期間中においては、児童相談所の機能強化及び里親支援センターの設置に伴う効果の検証を行った上で、児童家庭支援センターの設置の必要性について検討します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	— ※設置の必要性について効果検証を踏まえ検討				
児童相談所からの児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数	—				
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	—				

第5章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業が法律上の事業として位置づけられました。また、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業を活用し、特定妊婦等のニーズに応じた支援が求められています。

本市においては、助産施設の設置や家庭支援事業のほか、要保護児童対策地域協議会を活用し関係機関との連携を図りながら特定妊婦等に対する支援を行っています。

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

令和6年度現在、経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設を3か所確保しています。

【課題】

乳児院や母子生活支援施設等を活用して妊産婦等生活援助事業を実施するなど、特定妊婦等への支援の検討が必要です。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0か所	1か所	1か所
助産施設の設置数	3か所	3か所	3か所の設置を継続
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・母子保健新任者研修 ・母子保健指導者養成研修 等	年15回 受講者数:76人	年15回 受講者数:80人	年15回 受講者数:80人 ※毎年度、対象の職員に対し研修を実施

(3)資源の整備・取組み方針等

要保護児童対策地域協議会や地域の支援ネットワーク等を活用しながら、特定妊婦等に対する必要な支援を実施します。また、事業実施に必要な居室を確保するなど、施設と調整の上、妊産婦等生活援助事業の開始を検討します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	特定妊婦等の状況を考慮し、適切な時期に必要な提供体制を確保				
助産施設の設置数	3か所				
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・母子保健新任者研修 ・母子保健指導者養成研修 等	年15回 受講者数:80人				

第6章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

本市の児童(18歳未満)人口は、平成30年度から令和5年度は見込んでいたよりも減少幅は小さくなりましたが、令和6年度以降も減少傾向が続く見込みです。

代替養育児童数は令和2年度までは前期計画時の見込みと同程度の数となりましたが、令和3年度から令和5年度は見込みよりも少ない結果となり、児童人口に対する割合も同様に変化しています。

平成20年度から令和5年度までの15年間の傾向を見ると、代替養育を必要とするこどもの割合は平均0.0015ポイント増加しています。

■表53 児童人口(18歳未満)と代替養育を必要とするこども数の前期計画時の見込みと実績

【前期計画時の見込み】

(単位:人)

年度		H20	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
児童人口		167,585	163,188	158,463	156,477	154,481	152,486	150,490
代替養育児童数合計		202	249	247	249	251	252	254
内訳	0～2歳	—	33	32	35	35	35	36
	3歳～就学前	—	40	40	42	43	43	43
	学童期以降	—	176	175	172	173	174	175
児童人口における代替養育を必要とするこどもの割合		0.121%	0.153%	0.156%	0.159%	0.162%	0.165%	0.169%

【実績】

(単位:人)

年度		H20	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
児童人口		167,585	163,188	159,866	158,302	155,881	153,740	151,673
代替養育児童数合計		202	249	238	245	212	213	217
内訳	0～2歳	—	33	23	27	20	19	22
	3歳～就学前	—	40	54	47	35	42	31
	学童期以降	—	176	161	171	157	152	164
児童人口における代替養育を必要とするこどもの割合		0.121%	0.153%	0.149%	0.155%	0.136%	0.139%	0.143%

H20、H30～R5は各年度1月1日現在の児童人口及び3月31日現在の代替養育児童数

出典: (H20、H30)宮城県ホームページ 市町村、男女、年齢5歳階級別人口(各年度1月1日現在)

(H31(R1)～R5)仙台市ホームページ 町名別年齢(各歳)別住民基本台帳人口(各年度1月1日現在)

表54の代替養育児童数は、令和6年度以降も児童人口に対する代替養育児童数の割合が年平均 0.0015 ポイントずつ増えていくとした場合の見込み数です。各年齢区分の内訳については、平成30年度から令和5年度までの割合の推移から、0～2歳は平均 0.6 ポイントずつ減少、3歳～就学前は平均 0.3 ポイントずつ減少、学童期以降は平均 0.9 ポイントずつ増加とした場合の見込み数としています。

■表54 令和6年度以降の児童人口(18歳未満)と代替養育を必要とするこども数の見込み (単位:人)

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口		150,592	147,815	144,632	141,056	137,410	133,564
代替養育児童数合計		217	216	213	210	206	203
内訳	0～2 歳	21	19	18	16	15	13
	3 歳～就学前	30	30	29	28	26	25
	学童期以降	166	167	166	166	165	165
児童人口における代替養育を必要とするこどもの割合		0.144%	0.146%	0.147%	0.149%	0.150%	0.152%

出典: (R6) 仙台市ホームページ 町名別年齢(各歳)別住民基本台帳人口(4月1日現在)

R7年度以降の児童人口は仙台市こども若者局推定値(各年度4月1日現在)

R6年度以降の代替養育児童数は上記児童人口を基にした推定値

第7章 一時保護改革に向けた取り組み

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が策定され、令和6年4月から施行されました。一時保護所においてはこの基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、家庭と同様の養育環境を確保すること等が求められています。

本市においては、大規模改修により児童相談所一時保護所の定員数の増員や個室化等を行い、ガイドラインに基づいた一時保護を実施しています。また、児童養護施設に一時保護専用施設(※15)を設置するなど、一時保護委託の受け入れ先の確保に取り組んでいます。

(※15:一時保護専用施設)児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に定員枠を設け、一時保護児童を受け入れグループケアを行う

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

一時保護所について、令和5年度に大規模改修を実施し、令和6年度にそれまでの20人定員から30人定員に増員しました。また、個別対応が必要なこどもへ対応するため、幼児を除き1部屋につき1人の体制としました。

一時保護児童の受入先の確保を目的として、令和2年5月から市内の児童養護施設1か所に一時保護専用施設を設置しています。

【課題】

一時保護所の定員数を増員しましたが、在所期間の長期化も多く、依然として受け入れの余裕がない状態が続いています。

一時保護されているこどもの最善の利益を守るため、一時保護所の第三者評価(※16)の結果を踏まえた適切な養育環境等が求められています。

(※16:第三者評価)事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取り組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
一時保護所の定員数	30人	30人	定員30人を継続
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設 1か所 その他の受入先は確保しておらず、その都度こどもの状態等に合った施設に打診	一時保護専用施設 1か所	引き続き、一時保護専用施設1か所を確保
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・新任職員研修 ・テーマ別研修(児童虐待、愛着形成、発達障害など)	年15回 受講者数:50人	年15回 受講者数:50人	年15回 受講者数:50人 ※毎年度、対象職員に対し実施
第三者評価を実施している一時保護所数	1か所	1か所	定期的な実施を継続

(3)資源の整備・取組み方針等

一時保護所の定員数増の効果を検証し、更なる一時保護児童の受入先の確保の必要性について検討します。

一時保護所の設備及び運営に関する基準の充足に努めます。また、一時保護所職員に対する研修の受講や定期的な一時保護所の第三者評価の実施を通じて、一時保護所内での養育の質の向上を図ります。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護所の定員数	30人				
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設:1か所 その他、都度こどもの状態等に合った施設へ打診				
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・新任職員研修 ・テーマ別研修(児童虐待、愛着形成、発達障害など)	年15回 受講者数:50人				
第三者評価を実施している一時保護所数	1か所				

第8章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み

代替養育を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則に基づき里親・ファミリーホームでの代替養育を検討し、それが難しいこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行い、こどもの意向を踏まえながら家庭復帰を目指します。

本市においては、パーマネンシー保障(※17)の理念に基づいたケースマネジメントの徹底や、親子関係再構築のための支援等を行っています。また、家庭復帰が困難な場合には特別養子縁組を検討するなど、こどもの最善の利益を目指して取組みを行っています。

(※17:パーマネンシー保障)養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、社会的養護が必要なこどもに安定的なケア(人間関係や生活の場の提供など)を保障するという考え方

1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

長期的に実親の養育が見込めないこどもや、実親との交流がないこどもなどについて、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障を検討する必要がある、ケースの状況に応じた検討・支援を行っています。

【課題】

施設等への措置と比較して、より家庭的な環境での養育となる里親等委託は、実親の理解を得にくい場合もあり、丁寧な調整が必要です。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	所内報告会・援助方針会議にて方針を立てる体制をとっている	同左	引き続き左記の体制で実施していく

(3)資源の整備・取組み方針等

こどもにとって永続的に安定した養育環境で養育されるよう、所内の報告会・援助方針会議での方針決定の体制を継続します。

2 親子関係再構築に向けた取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

本項目における目標設定は、前期計画では行っていません。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	宿泊型やグループ療法：0件 個別支援：数件（ケースに応じて実施）	宿泊型やグループ療法：6件 個別支援：数件（ケースに応じて実施）	宿泊型やグループ療法：6件 個別支援：数件（ケースに応じて実施）
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	専任職員：1人	引き続き専任職員を配置するとともに体制の充実を図る	同左
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・面接スキル研修 ・サインズ・オブ・セーフティ研修	年3回 受講者数：80人	年3回 受講者数：80人	年3回 受講者数：80人 ※毎年度、業務担当職員向けに実施
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	定期的な研修等は実施していないがプログラムを実施できる体制は整っている	保護者支援プログラム等に関する研修実施	同左
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	実施なし	民間団体との情報交換等を行い検討	同左

(3)資源の整備・取組み方針等

宿泊型支援は令和6年度からの新規事業となるため、体制整備や職員の研修受講を通じ継続的な事業実施に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。また、保護者支援プログラム等の民間団体等への委託は現時点では行っていませんが、今後民間団体との情報交換等を行い検討していきます。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	宿泊型やグループ療法：6件 個別支援：数件（ケースに応じて実施）				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・面接スキル研修 ・サインズ・オブ・セーフティ研修	年3回 受講者数：80人				

3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

保護者による養育が困難な乳幼児等の特別養子縁組を見据えた里親等委託を進めるため、令和2年度より、児童相談所の里親等委託調整員のうち、1人の主業務を養子縁組里親への支援とする体制整備を実施しました。

特別養子縁組成立後の家庭においては、中途養育の困難さが顕在化すること等があり、必要に応じて児童相談所や各区保健福祉センターなどの関係機関が支援を行っています。

特別養子縁組制度に基づく民間あっせん機関(※18)への許可等の対応や民間あっせん機関を希望する民間団体等への支援については、令和6年度現在までに希望する団体がなかったため、実施していません。

【課題】

特別養子縁組について、こどもの権利を最優先し、安定した養育環境を提供する制度ですが、実親の同意を得られないことがあります。

(※18:民間あっせん機関)「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業(養親希望者と18歳未満のこどもとの間の養子縁組をあっせんすること)を行う者

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	5件	5件	5件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(※19)	0件	—	—
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	保護者の意に反することが確認できないケースは市社会福祉審議会の措置・里親審査部会に諮問した上で家庭裁判所に特別養子適格の確認の審判の申立てを行っている	同左	引き続き、左記の体制で実施していく
里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)(※20)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	保護者の同意を得て、児童相談所、里親支援センターが養子縁組里親に対し、マッチングや養育、特別養子縁組成立の申立て等手続き等への助言を行っている	左記の体制は維持しながら、縁組成立後は、里親支援センターが養親の養育支援を行う	里親支援センターの開設に伴い、養子縁組里親とのマッチング、委託後の養育支援について、連携して多面的な支援を行う。養子縁組成立後の養育支援等を同センターが担うことで、幅広い支援が可能となる

特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数 (本市における該当研修の例) ・養子縁組あっせん機関等交流促進研修会(こども家庭庁が開催)	1人	1人	1人 ※毎年度、業務担当職員が受講
--	----	----	----------------------

(※19:民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数)児童相談所において、特別養子縁組が好ましいこども等がいるが適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関を通じて特別養子縁組が成立した件数

(※20:フォスタリング機関)里親の広報・リクルートおよびアセスメント、里親登録前から委託後の里親研修、こどもと里親家庭のマッチング、こどもの委託中の里親養育への支援、里親等委託措置解除後における支援にいたるまでの一貫した支援を行う機関

(3)資源の整備・取組み方針等

長期的に養育が難しい実親等に対し、特別養子縁組制度についての正しい理解が得られるよう、児童相談所において丁寧な説明を行います。また、養子縁組里親に対しては、里親支援センターと連携し、マッチングから特別養子縁組成立後の養育支援まで幅広い支援を実施します。

なお、市民に対しては、特別養子縁組制度についての理解が深まるよう、里親制度など類似する制度との違いも含めて啓発を行います。

民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数について、本市の養子縁組里親は令和5年度末時点で73世帯が登録(認定)されており、適切な養子縁組里親が見つからない場合は現時点で考えられないため、児童相談所から民間あっせん団体に縁組の紹介を依頼することは想定していません。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	5件				
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	— ※現時点で適切な養子縁組里親が見つからない場合は考えられない				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談職員数 (本市における該当研修の例) ・養子縁組あっせん機関等交流促進研修会(こども家庭庁が開催)	1人 ※毎年度、業務担当職員が受講				

第9章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み

すべての都道府県等(政令指定都市含む)において、遅くとも令和11年度末までに乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現することが求められています。

本市においては令和6年度に里親支援センターを設置認可し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、里親制度の周知啓発、里親への研修、こどもと里親のマッチング、委託中における里親・里子への支援等を一貫した体制で行い、里親等委託の推進に取り組んでいます。

1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

家庭養育優先原則の下、本市では下記の取組みを行いつつ、里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進してきました。その結果、令和2年度から令和5年度の各年度において、里親等委託率(全体)での目標値は達成しています。しかし、年齢区分別にみると、学童期以降は各年度の目標値を達成しておりますが、0歳～2歳及び3歳～就学前は着実に上昇しているものの目標値を下回る結果となっています。

(これまでの取組み)

- ・養子縁組里親として登録している里親の稼働率向上を目的として、令和5年度から養子縁組里親と養育里親の重複登録を可能としました。
- ・ファミリーホームの複数化については、令和2年度に2か所、令和3年度に1か所、令和4年度に2か所が新規開設され、令和6年7月1日現在で市内に6か所のファミリーホームがあり、24人のこどもが委託されています。
- ・里親の実情や里親制度の周知について、本市里親会「仙台市ほほえみの会」にパンフレット作成・配布などの広報を委託する他、令和2年度から里親研修前に里親制度説明会や児童相談所でのガイダンスを開催、令和6年度からは里親支援センターにおいて、市民向けのフォーラムや里親制度説明会の開催を行っています。

■表55 令和2年度から令和5年度の里親等委託率の目標と実績の推移

年度	R2 目標	R2 実績	R3 目標	R3 実績	R4 目標	R4 実績	R5 目標	R5 実績	国 目標値
里親等委託率 (0～2歳)	22.8%	29.6%	26.8%	20.0%	30.9%	15.8%	34.9%	31.8%	75%
里親等委託率 (3歳～就学前)	28.8%	42.6%	32.7%	42.9%	36.5%	42.9%	40.4%	35.5%	75%
里親等委託率 (学童期以降)	31.7%	38.6%	33.2%	39.5%	34.6%	44.7%	36.1%	44.5%	50%
里親等委託率 (全体)	30.1%	38.4%	32.3%	38.2%	34.5%	41.8%	36.7%	41.9%	

【課題】

社会的養護を必要とするこどもの受入先の確保及び更なる里親等委託率の向上のため、里親の新規登録や未委託となっている里親への委託の検討が必要です。

社会的養護が必要となるこどものケアニーズが高くなっている状況に対応するため、里親研修などのスキルアップを目的とした取組みの検討が求められています。

(2)資源等に関する地域の現状

①現に施設入所しているこどものうち里親での養育が望ましいこども数

表56・表57のとおり、現に施設入所しているこども126人(P.7の表12参照)のうち、長期間措置されているこども数は91人となっています。

このうち、医療的ケア(※21)を必要とするなどこどもの特性や行動の問題等の理由から里親等での養育が困難なこども、年長で「親族以外の家庭」に対する拒否感が強いこどもなど、施設養護が適当なこども数を除いた15人が現に施設入所しているこどものうち里親での養育が望ましいこども数であると考えられます。

(※21:医療的ケア)病気を治す治療行為としての医療とは区別され、日常生活に必要な呼吸や栄養補給をお手伝いするための医療的な生活援助行為のこと

■表56 乳児院・児童養護施設に長期間措置されているこども数 (単位:人)

乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	20
児童養護施設に乳児院から措置変更された乳幼児数	6
児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	5
児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数	60
計	91

R5年度末現在の状況。仙台市児童相談所調査

■表57 現に施設入所しているこどものうち里親での養育が望ましいこども数 (単位:人)

	0～2歳	3歳～就学前	学童期以降	合計
施設入所者(a)	15	20	91	126
長期間措置者(b)	14	17	60	91
施設養護が適当な者(c)	12	14	50	76
児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設が適当な者(d)	0	0	0	0
児童自立生活援助事業所Ⅰ型(自立援助ホーム)による支援が適当な者(e)	0	0	0	0
里親での養育が望ましい者(f=b-c-d-e)	2	3	10	15

R5年度末現在の状況。仙台市児童相談所調査

②里親やファミリーホームでの養育が望ましいこども数

令和5年度末の里親等委託数に、現在一時保護中のこどもで里親等委託が望ましいこども数と表56による長期間措置されているこども数とを機械的に加えたものが表58です。

そこに、代替養育を必要とする可能性が高くなっている在宅のこどもで里親等委託が望ましいこども数を加え、長期間措置されているこども数を機械的に加えるのではなく、表57による個別状況を勘案して算定したこども数を加えたものが表59です。

■表58 里親やファミリーホームでの養育が望ましいこども数(算式1:長期措置児童を機械的に計上) (単位:人)

	0～2歳	3歳～就学前	学童期以降	合計
代替養育児童数(a)	22	31	164	217
うち里親等委託数(b)	7	11	73	91
現に施設入所しているこどものうち 長期の措置のこども数(c)	14	17	60	91
現在一時保護中で 里親等委託が望ましいこども数(d)	0	1	2	3
里親等委託が望ましいこども数 (e=b+c+d)	21	29	135	185

R5年度末現在の状況

■表59 里親やファミリーホームでの養育が望ましいこども数(算式2:個別の状況を勘案して算定) (単位:人)

	0～2歳	3歳～就学前	学童期以降	合計
代替養育児童数(a)	22	31	164	217
うち里親等委託数(b)	7	11	73	91
現に施設入所している全ケースのうち、個別の状況を勘 案した上で里親等委託が適当であるこども数(c)	2	3	10	15
現在一時保護中で里親等委託が望ましいこども数(d)	0	1	2	3
代替養育を必要とする可能性が高くなっているこども数 のうち、里親等委託が必要なこども数(e)	0	1	2	3
里親等委託が望ましいこども数 (f=b+c+d+e)	9	16	87	112
里親等委託が望ましいこどもが 全員里親等委託された場合の委託率(f/a+d+e)	40.9%	48.5%	51.8%	50.2%

R5年度末現在の状況

③里親やファミリーホームでの養育が望ましいこども数の見込みと里親等委託率等

国においては、遅くとも令和11年度までにすべての都道府県等(政令指定都市を含む)において、0～2歳及び3歳～就学前の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現することとされています。この目標値の達成も踏まえ、里親等委託率の目標等を設定したものが表60となります。

また、各年度における里親等登録率及び稼働率は表61のとおりです。令和6年度以降の里親登録(認定)世帯数については、里親等稼働率を平成30年度～令和5年度までの平均より少し引き上げて30.5%、平均受託児童数(里親1世帯あたりの受託児童数。里親委託児童の総数÷委託を受けている里親世帯数)を令和5年度末時点の全国平均である1.3人と設定し積算しています。

令和5年度～令和11年度までに里親・ファミリーホームへの委託児童が年平均4人純増となり、全員が養育里親へ新たに委託される場合、養育里親の登録(認定)数は年平均10世帯の純増が必要となります。

■表60 里親やファミリーホームでの養育が望ましいこども数の見込みと里親等委託率

(単位:人)

年度		0～2歳	3歳～ 就学前	学童期以降	全体
R5	代替養育児童数	22	31	164	217
	うち里親等委託数	7	11	73	91
	里親等委託率	31.8%	35.5%	44.5%	41.9%
R6	代替養育児童数見込	21	30	166	217
	うち里親等委託数見込	7	12	77	96
	里親等委託率見込	33.3%	40.0%	46.4%	44.2%
R7	代替養育児童数見込	19	30	167	216
	うち里親等委託数見込	7	13	80	100
	里親等委託率見込	36.8%	43.3%	47.9%	46.3%
R8	代替養育児童数見込	18	29	166	213
	うち里親等委託数見込	7	14	83	104
	里親等委託率見込	38.9%	48.3%	50.0%	48.8%
R9	代替養育児童数見込	16	28	166	210
	うち里親等委託数見込	7	14	86	107
	里親等委託率見込	43.8%	50.0%	51.8%	51.0%
R10	代替養育児童数見込	15	26	165	206
	うち里親等委託数見込	8	16	86	110
	里親等委託率見込	53.3%	61.5%	52.1%	53.4%
R11	代替養育児童数見込	13	25	165	203
	うち里親等委託数見込	10	19	86	115
	里親等委託率見込	76.9%	76.0%	52.1%	56.7%
国目標値 ※R11 まで		75.0%	75.0%	50.0%	

R5年度は年度末現在の状況。R6年度以降は見込み

■表61 里親等登録率及び稼働率の実績と見込み

(単位:世帯、人)

年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録(認定)世帯数(a)	156	170	175	196	195	213	214	224	230	237	240	253
平均受託児童数(b)	1.33	1.45	1.29	1.53	1.68	1.54	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
ファミリーホームの定員数(c)	6	6	18	24	36	36	36	36	42	42	48	48
乳児院、児童養護施設の入所児童数(d)	180	154	151	131	124	126	121	116	109	103	96	88
里親・ファミリーホームへの委託児童数(e)	69	84	94	81	89	91	96	100	104	107	110	115
里親等登録率(%) ((a×b+c)/(d+e))	85.7 %	106.1 %	99.5 %	152.8 %	170.7 %	167.8 %	144.8 %	151.5 %	160.1 %	166.7 %	174.8 %	185.7 %
里親等稼働率(%) (e/(a×b+c))	32.3 %	33.3 %	38.6 %	25.0 %	24.5 %	25.0 %	30.5 %	30.5 %	30.5 %	30.5 %	30.5 %	30.5 %

H30年度～R5年度は各年度末の状況。R6年度以降は見込み

※重複登録を可能としているため、里親登録(認定)世帯数と各種別里親の合計が一致しない年度もある

④資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	表60のとおり	同左	同左
里親等登録率及び稼働率	表61のとおり	同左	同左
養育里親登録(認定)数	124世帯	184世帯	60世帯増
専門里親の登録(認定)数	10世帯	15世帯	5世帯増
養子縁組里親の登録(認定)数	73世帯	97世帯	24世帯増
ファミリーホーム数	6か所	8か所	2か所増
里親登録(認定)に係る児童福祉審議会等の開催件数	年6回	年6回	年6回 ※奇数月に開催

(3)資源の整備・取組み方針等

各年度における里親等委託率を達成するため、次のことに取り組みます。

- ・社会的養護を必要とするこどもの受入先を確保することを目的として、里親制度の広報や説明会を継続的に実施し里親登録数の増加を図ります。
- ・経験の長い里親を中心に新規ファミリーホームの開設を促し、より多くのこどもを受入可能な体制を整えます。
- ・スキルアップを目的とした研修等を通じ、現在未委託の里親への委託を検討します。
- ・里親支援センターと連携し、未委託となっている里親への面談等を通じて、里子の受託に対する考え方や家庭状況を随時把握し、委託にあたり必要な支援を検討します。
- ・未委託となっている里親や施設などを活用し、里親レスパイト・ケアの受入先の確保に努めます。
- ・里親やファミリーホームでの養育が望ましいこどもの保護者に対して、里親制度の内容及意義について分かりやすく丁寧に説明します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	表60のとおり				
里親等登録率及び稼働率	表61のとおり				
養育里親登録(認定)数	144世帯	154世帯	164世帯	174世帯	184世帯
専門里親の登録(認定)数	11世帯	12世帯	13世帯	14世帯	15世帯
養子縁組里親の登録(認定)数	81世帯	85世帯	89世帯	93世帯	97世帯
ファミリーホーム数	6か所	7か所	7か所	8か所	8か所
里親登録(認定)に係る児童福祉審議会等の開催件数	年6回				

2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

令和6年4月の里親支援センターの開設に伴い、児童相談所と里親支援センターが連携し、役割分担をしながら里親への包括的な支援を実施しています。また、里親育成の充実を目的とした専門的な研修についても、里親支援センターにおいて実施しています。

【課題】

里親等委託率の向上に伴い、里親と里子の不調による委託解除が増加することも考えられるため、不調の未然防止を目的とした継続的な支援が必要です。

(2)資源等に関する地域の現状

里親支援センターの令和6年度現在の本市分の定員は250世帯であり、当面の間、当該センターのみで充足できるため、新たな民間フォスタリング機関(※22)の設置は検討していません。

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
里親支援センターの設置数	1か所	1か所	現在設置している里親支援センターの設置を継続
民間フォスタリング機関の設置数	0か所	—	—
児童相談所における里親等支援体制の整備	児童施設係内に児童里親担当児童福祉司2人、里親等委託調整員2人を配置している	里親担当児童福祉司、里親等委託調整員等の体制の充実を図る	同左
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・未委託里親トレーニング研修 ・里親サロン	年3回 受講者数:61人	年13回 受講者数:222人	年10回 受講者数:161人増

(※22:民間フォスタリング機関)都道府県知事等から一連の里親養育包括支援(フォスタリング)事業の包括的な委託を受けた民間機関

(3)資源の整備・取組み方針等

現在設置している里親支援センターにおける里親への支援を継続するとともに、里親向け研修の実施回数の増加など、更なる支援体制の構築を図ります。

委託開始後の里親及び子どもに対しては、里親支援センターと児童相談所が連携して、子どもが里親家庭で安定した生活を送ることができるよう継続的に支援するとともに、不調の未然防止を図ります。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センターの設置数	1か所				
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数 (本市における該当研修の例) ・未委託里親トレーニング研修 ・里親サロン	3回 受講者数: 61人	6回 受講者数: 107人	8回 受講者数: 142人	11回 受講者数: 187人	13回 受講者数: 222人

第10章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

里親等委託の推進にともない、施設へ入所するこどもの数は減少していく見込みであり、施設においては小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められています。

本市においては、地域小規模児童養護施設の設置や、児童養護施設への一時保護専用施設の設置等、施設と協議を行いながら小規模化や多機能化の取組みを進めています。

1 施設で養育が必要なこども数の見込み

里親やファミリーホームでの養育が望ましいこども数の見込みは表60(P.43に掲載)のとおりです。表60を基に計算した、施設で養育が必要なこども数の見込みは表62のとおりで、令和11年度末の施設委託児童数見込人数は88人となっています。

この88人はこどものニーズにのみ着目して里親等での養育が望ましいこども数を推計し、そのすべてを里親等に委託できた場合に残った人数となります。この他、保護者が里親等委託に同意しない場合など、委託が困難なこどもが一定程度いることが見込まれますので、そういったこどもの代替養育の場として、令和11年度においても児童養護施設等の確保が必要となります。

■表62 施設で養育が必要なこども数の見込み

(単位:人)

年度		0～2歳	3歳～就学前	学童期以降	合計
R6	代替養育児童数見込	21	30	166	217
	うち施設等委託数見込	14	18	89	121
R7	代替養育児童数見込	19	30	167	216
	うち施設等委託数見込	12	17	87	116
R8	代替養育児童数見込	18	29	166	213
	うち施設等委託数見込	11	15	83	109
R9	代替養育児童数見込	16	28	166	210
	うち施設等委託数見込	9	14	80	103
R10	代替養育児童数見込	15	26	165	206
	うち施設等委託数見込	7	10	79	96
R11	代替養育児童数見込	13	25	165	203
	うち施設等委託数見込	3	6	79	88

表60の数値を基に推定

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

令和6年度現在、地域小規模児童養護施設は市内に12か所設置されています。

施設職員の研修内容の充実について、施設の中堅職員のスキルアップを目的とした基幹的職員研修を、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年度、令和3年度を除き、毎年度実施しています。

国の交付金を活用した施設の小規模化等の推進について、各施設からの相談に対応し補助金等を活用するなど随時対応しています。また、老朽化による建て替えを予定している施設については、建て替えに併せた施設の高機能化・多機能化に向け、協議を行っています。

【課題】

里親等委託率の向上に伴い、ケアニーズの高いこども等への支援が中心となることから、施設における養育機能の強化が求められています。

子育て短期支援事業のニーズが高まっていることから、受入先として施設の協力が必要です。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアのみで構成された施設数	0か所	—	— ※各施設のニーズを踏まえ検討
地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの施設数、入所児童数	12か所 57人	14か所 65人	2か所増 8人増
養育機能強化のための専門職(※23)の加配施設数、加配職員数	5か所 14人	5か所 21人	現在の施設において 7人増
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	2か所	5か所	3か所増
一時保護専用施設の整備施設数(再掲)	1か所	1か所	児童養護施設1か所に引き続き設置
児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)	0か所	—	— ※設置の必要性は効果検証を踏まえ検討
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数	0か所	—	— ※既設の里親支援センターにおいて実施するため、施設での実施は見込んでいない
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	0か所	1か所	1か所
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数			
子育て世帯訪問支援事業	0か所	—	—
児童育成支援拠点事業	0か所	—	—
親子関係形成支援事業	0か所	—	—
子育て短期支援事業	6か所 (宮城県所管施設1か所での実施を含む)	6か所 (宮城県所管施設1か所での実施を含む)	6か所 (現在の施設において引き続き実施)
一時預かり事業	0か所	—	—

(※23:養育機能強化のための専門職)児童養護施設等に配置される家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等のこと

(3)資源の整備・取組み方針等

各施設における小規模ユニットについても地域分散化が進められるよう、各施設のニーズを踏まえた支援の充実を図ります。

ケアニーズの高いこども等を中心とした支援を実施するため、養育機能強化のための専門職の配置や親子支援事業などの高機能化・多機能化に向けた取組みを行う施設の更なる確保に努めます。

施設の高機能化・多機能化・機能転換の検討について、施設に対する地域のニーズ等も調査しながら、施設と協力して行います。

子育て短期支援事業について、利用希望のニーズが高まっていることから、児童養護施設等においてより多くの受け入れを実施してもらえよう、専従人員の配置を検討します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアのみで構成された施設数	— ※各施設のニーズを踏まえ検討				
地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの施設数、入所児童数	12か所 57人	12か所 57人	13か所 61人	13か所 61人	14か所 65人
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	5か所 15人	5か所 16人	5か所 18人	5か所 19人	5か所 21人
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	2か所	3か所	3か所	4か所	5か所
一時保護専用施設の整備施設数(再掲)	1か所				
児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)	— ※設置の必要性について効果検証を踏まえ検討				
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数	— ※既設の里親支援センターの定員内で本市の全里親への支援が可能のため、施設での実施は見込んでいない				
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	特定妊婦等の状況を考慮し、適切な時期に必要な提供体制を確保				
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	子育て世帯訪問支援事業：— 児童育成支援拠点事業：— 親子関係形成支援事業：— 子育て短期支援事業：6か所(宮城県所管施設1か所での実施を含む) 一時預かり事業：— ※子育て短期支援事業以外は他の事業者への委託により実施、または実施予定であり、施設等への委託拡張は未検討				

第11章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業(※24)の年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等(※25)の相互交流、相談支援等を行う社会的養護自立支援拠点事業(※26)が創設されました。

本市においては、これらの事業のほか、身元保証人確保対策事業を実施し、社会的養護経験者等が自立に向けて必要な支援を受けられるよう取組みを行っています。

1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の推移及び見込みは表63のとおりです。18歳を迎えた時や高校卒業時、20歳を迎えた時などを基準として、その都度措置延長や児童自立生活援助事業等の必要性を判断していきます。

■表63 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の推移及び見込み (単位:人)

年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年度内に18歳を迎えた者	8	7	8	14	11	12	29	17	20	22	25	28
20歳まで措置延長されている者	4	9	4	7	9	6	7	17	12	14	16	18
年度内に20歳を迎えたが、引き続き支援を受けている者(※27)	13	12	15	18	22	27	25	27	30	32	35	38
合計	25	28	27	39	42	45	61	61	62	68	76	84

各年度末現在の状況。H30～R5 はこども家庭保健課調査。R6 年度以降は推定値

(※24:児童自立生活援助事業)義務教育終了後の里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設等への入所措置が解除されたこども及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等(児童自立生活援助事業所)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(児童自立生活援助)を行う事業で、事業の実施者や実施場所によってⅠ型～Ⅲ型に分類される(Ⅰ型:自立援助ホーム、Ⅱ型:児童養護施設等、Ⅲ型:里親、ファミリーホーム)

(※25:社会的養護経験者等)児童養護施設等で過ごした経験のある者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者など

(※26:社会的養護自立支援拠点事業)社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うなど、相談支援や就業支援を行う事業

(※27:年度内に20歳を迎えたが、引き続き支援を受けている者)社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業(いずれも令和6年4月の令和4年改正児童福祉法の施行に伴い廃止)、児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業など措置解除者を対象とした事業の支援を受けている者

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組み

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

令和6年度現在、本市内には4か所の児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）（以下、「自立援助ホーム」という）があります。また、施設等を退所した後の相談先の一つとして社会的養護自立支援拠点を1か所設置しています。

施設や里親等への措置は最長20歳を迎えるまでとなっておりますが、20歳以降も引き続き自立へ向けた支援が必要となる場合は、児童自立生活援助事業として施設や里親家庭等での支援を継続して実施しています。

自立支援資金貸付事業、身元保証人確保対策事業の継続及び制度の周知について、令和6年度現在、いずれの事業についても対象者への支援を継続しており、施設等を退所することも等のケースに応じて、随時児童相談所から周知しています。

施設等退所前後の自立へ向けた支援を行う自立支援担当職員の配置について、令和6年度現在、児童養護施設3施設、地域小規模児童養護施設1施設、自立援助ホーム2施設の計6か所の施設に配置しています。

【課題】

児童自立生活援助事業の年齢制限等が撤廃されたことに伴い、支援対象となる者が増えるため、支援ニーズの把握及びニーズに即した支援体制の整備が求められています。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
自立援助ホームの実施箇所数、入居人数	4か所、9人	6か所、21人	2か所、12人増
児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の実施箇所数、入居人数	0か所、0人	2か所、4人	2か所、4人増
児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の実施箇所数、入居人数	7か所、8人	15か所、16人	8か所、8人増
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1か所	1か所	現在実施している拠点事業を引き続き実施
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	自立援助ホームの事業実施者等との情報連携を徹底し、それぞれの対象者に必要な支援を実施している 宮城県主催の会議等に本市所管の施設等も参加しており、県内全体での情報交換を実施している	宮城県主催の会議等で県内全体での情報交換を実施できているため、現時点で本市独自の社会的養護自立支援協議会は設置不要	本市独自の社会的養護自立支援協議会は設置不要 情報連携については、引き続き県内全体での連携を徹底

(3)資源の整備・取組み方針等

社会的養護経験者等の支援ニーズを把握し、必要な自立支援の実施を図ります。また、措置解除後も継続的な支援を必要とする者が増えている現状を踏まえ、児童自立生活援助事業所の整備を進めます。

社会的養護経験者等の相談・支援を行う場所として、社会的養護自立支援拠点事業の実施を継続します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
自立援助ホームの実施箇所数、 入居人数	5か所 13人	5か所 15人	6か所 17人	6か所 19人	6か所 21人
児童自立生活援助事業(Ⅱ型) の実施箇所数、入居人数	0か所 0人	1か所 1人	1か所 2人	2か所 3人	2か所 4人
児童自立生活援助事業(Ⅲ型) の実施箇所数、入居人数	8か所 9人	10か所 11人	12か所 13人	14か所 15人	15か所 16人
社会的養護自立支援拠点事業 の整備箇所数	1か所				

第12章 児童相談所の強化等に向けた取組み

全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加え、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所の強化等に向けた取組みが求められています。

本市においては、増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司の増員を行うほか、所内研修やスーパーバイザーによる助言・指導により人材育成を行っています。

(1)前期計画の達成見込み・要因分析等

【実績】

令和4年に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を実施しました。

方針決定に弁護士や医師等が関与できる体制について、弁護士が一部の会議に参加する体制をとっている他、法的な対応等や医学的所見等が必要な事例については、それぞれ弁護士や医師の意見等を聴取しこどもの援助方針への反映などを行っています。

児童虐待に早期対応するため、令和2年度より児童相談所職員として2人の現役警察官を配置しています。

【課題】

引き続き「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく職員配置が求められています。

(2)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
児童相談所の管轄人口 (出典:仙台市の将来推計人口)	1,099,744 人	1,100,723 人	979 人の増加
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	1か所
児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司:52人 児童心理司:23人	児童福祉司:58人 児童心理司:27人	児童福祉司:6人増 児童心理司:4人増 ※管轄人口及び2年前の虐待件数により配置数決定となる
市町村支援児童福祉司の配置数	1人	1人	引き続き、配置
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	8人	10人	2人増 ※児童福祉司5人程度につき1人配置
医師の配置数	5人	5人	引き続き、配置
保健師の配置数	2人	2人	引き続き、配置
弁護士の配置数(委託)	1人	1人	引き続き、配置
こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修の受講者数	15人	15人	15人 ※毎年度、業務担当職員が受講

(本市における該当研修の例) ・児童福祉司初任者、中堅職員 向け研修			
専門職採用者数(※28)	86人	93人	7人増

(※28:専門職採用者数)児童相談所における児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士の採用者の合計数

(3)資源の整備・取組み方針等

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいた配置基準等の充足を目指します。

【定量的な整備目標】

項目	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口が 100 万人を超えている場合は、管轄人口の推移 (出典:仙台市の将来推計人口)	1,100,275 人	1,100,213 人	1,101,415 人	1,101,454 人	1,100,723 人
第三者評価を実施している児童相談所数	1か所				
児童福祉司の配置数	58人 ※管轄人口及び2年前の虐待件数により配置数決定となる				
児童心理司の配置数	27人 ※管轄人口及び2年前の虐待件数により配置数決定となる				
市町村支援児童福祉司の配置数	1人				
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	10人 ※児童福祉司5人程度につき1人配置				
医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	医師:5人(常勤0人、非常勤5人)				
保健師の配置数	2人				
弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	弁護士:1人(常勤0人、非常勤1人)				
こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修の受講者数 (本市における該当研修の例) ・児童福祉司初任者、中堅職員向け研修	15人				
専門職採用者数	93人 ※うち、児童福祉司、児童心理司の配置数は、管轄人口及び2年前の虐待件数により決定となる				

第13章 障害児入所施設における支援

福祉型障害児入所施設(※29)について、本市内には「宮城県啓佑学園」があり、市内のこどもも入所していますが、宮城県が設置主体の施設となるため、地域の現状については、宮城県と調整の上記載しています。

(※29:福祉型障害児入所施設)身体、知的または精神に障害のあるこどもを対象とした入所施設で、家庭での養育が困難なこどもに、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、日常生活を送るうえで必要な技能訓練、知識の習得などの支援を行う

(1)資源等に関する地域の現状

項目	現在の整備・取組み状況等	資源の必要量等	整備すべき見込量等
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」を整備している施設数	0か所	1か所	1か所
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」で生活している障害のあるこどもの数	0人	60人	60人

参考

1 仙台市社会的養育推進計画【後期】策定経過

年 月 日	会 議 等
令和 6 年 5 月 21 日	仙台市議会常任委員会報告 ・仙台市社会的養育推進計画の見直しについて
令和 6 年 7 月	児童養護施設及びファミリーホームで代替養育を受けているこどもへのアンケート調査実施
令和 6 年 7～8 月	関係施設及び関係機関に対するヒアリング実施(宮城県と合同)
令和 6 年 9 月 13 日	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 ・仙台市社会的養育推進計画見直し(素案)の審議
令和 6 年 11 月 8 日	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 ・仙台市社会的養育推進計画見直し(中間案)の審議 ・パブリックコメントの実施について
令和 6 年 11 月 21 日	仙台市議会常任委員会報告 ・仙台市社会的養育推進計画の見直しにおける中間案について ・パブリックコメントの実施について
令和 6 年 11 月 28 日 ～12 月 27 日	仙台市社会的養育推進計画【見直し中間案】に対するパブリックコメントを実施 【実施結果】 意見提出者・団体数:11(個人:5、団体:6) 意見件数:30件
令和 6 年 12 月 ～令和 7 年 1 月	仙台市社会的養育推進計画【見直し中間案】に対する社会的養護経験者からの意見聴取を実施
令和 7 年 3 月	仙台市社会的養育推進計画【最終案】に対する社会的養護経験者からの意見聴取を実施
令和 7 年 3 月 14 日	仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 ・仙台市社会的養育推進計画【最終案】の審議

2 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会 委員名簿

任 期:令和4年6月8日～令和7年6月7日

	氏 名	所属団体・役職等
部会長	村 田 祐 二	仙台市医師会
副部会長	中 嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会 会長
委 員	高 橋 香 子	福島県立医科大学看護学部 教授
委 員	土 倉 相	仙台市児童養護施設協議会
委 員	内 藤 梓	仙台弁護士会
委 員	三 浦 正 幸	仙台市民生委員児童委員協議会

委員五十音順

3 評価のための指標

計画期間中(令和7年度から令和11年度まで)の第3章から第12章の取組みの進捗について、下記「評価のための指標」に基づき自己点検・評価を実施いたします。

【評価のための指標】

(第3章)当事者であるこどもの権利擁護の取組み

- ・社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
(本市における研修例:各施設職員や里親、措置児童に対するアドボケイトの制度説明会)
- ・意見表明等支援事業の実施回数(利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか))
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組みに係るこども本人の認知度・利用度・満足度
- ・措置児童を対象としたこどもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者含む)の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

(第4章)こども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組み

①相談支援体制の整備に向けた本市の支援・取組み

- ・こども家庭センターの設置数
- ・こども家庭福祉行政に携わる職員に対する研修の実施回数、受講者数
(本市における研修例:家庭相談員新任者研修)
- ・本庁と各区との人材交流の実施状況
- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

②家庭支援事業等の整備に向けた本市の支援・取組み

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画(せんだいこども若者プラン2025)における家庭支援事業の確保方策の達成率
- ・子育て支援ショートステイ事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

- ・児童家庭支援センターの設置数
- ・児童相談所からの児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数と割合
- ・家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

(第5章)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数
(本市における研修例:母子保健新任者研修、母子保健指導者養成研修、母子保健・児童虐待防止に関する派遣研修報告会、発達障害児への支援等に係る研修(母子愛育会が主催)、地域母子保健研修会(母子愛育会が開催)、子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修(西日本こども研修センターあかしが開催)、市町村虐待対応指導者研修(子どもの虹情報研修センターが開催))

(第7章)一時保護改革に向けた取組み

- ・一時保護所の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数
- ・一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数
(本市における研修例:新任職員研修、テーマ別研修(児童虐待、愛着形成、発達障害など))
- ・第三者評価を実施している一時保護所数・割合
- ・一時保護所の平均入所日数
- ・一時保護所の平均入所率

(第8章)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組み

- ・里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間
- ・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断、支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む)

②親子関係再構築に向けた取組み

- ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・親子関係再構築支援の専門職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
(本市における研修例:面接スキル研修、サインズ・オブ・セーフティ研修)
- ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み

- ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・親との交流が途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
(本市における研修例:養子縁組あっせん機関等交流促進研修会(こども家庭庁が開催))
- ・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

(第9章)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

- ・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率
- ・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数、新規里親登録(認定)数、委託里親数、委託こども数
- ・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1度でも委託のあった里親数)
- ・里親登録(認定)に係る児童福祉審議会等の開催件数

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組み

- ・里親支援センターの設置数、民間への委託数

- ・民間フォostタリング機関の設置数
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数
(本市における研修例:未委託里親トレーニング研修、里親サロン)

(第10章)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数(再掲)
- ・児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)
- ・里親支援センター、里親養育包括支援(フォostタリング)事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)
- ・市区町村に家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)

(第11章)社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組み

- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

(第12章)児童相談所の強化等に向けた取組み

②児童相談所における人事確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組み

- ・児童相談所の管轄人口
- ・第三者評価を実施している児童相談所数、割合
- ・児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・市町村支援児童福祉司の設置数
- ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)
- ・保健師の配置数
- ・弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)
- ・こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数
(本市における研修例:児童福祉司初任者、中堅職員向け研修)
- ・専門職採用者数(割合)

仙台市社会的養育推進計画【後期】

令和7年3月

編集・発行 仙台市こども若者局こども家庭部こども家庭保健課
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
TEL 022-214-4447